

## 飼い主のいない猫に餌をやってはいけない

東京・東久留米市の広報 9 月 15 日号にこの見出し記事でお知らせができました。“え！市が動物虐待を奨めている？” これを読んで、「動物愛護法違反、虐待です、取り消して下さい」と市に申入れをしました。東久留米市は「虐待ではない」といって、東京都を通して環境省にお伺いを立てました。

ところで、この広報の 2 ヶ月前、私たちは市に、「猫を捨てないで」「虐待しないで」のポスターをつくって下さいと、お願いをしていたのです。それが突然、この広報です。東久留米市、何と言う事ですか。

東京都は平成 17 年に「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック」を作って東京都の市区町村に配布していました。当然、私たちの市にもこれが来ていました。

東久留米市にこのガイドブックの話をし、広報は誤りですと云いましたが、市は福岡県大牟田市の例をあげて、同じ事例を環境省が認めている、誤りではないといい、環境省に疑義書を出しました。結局、東久留米市は東京都に従わず大牟田市に従ったのです。

私たちは市の職員に「これは法律の問題ではなく、市政がめざす行政の質の問題ではないでしょうか？」と話をしました。

以下、環境省の回答概要です。

質問；野良猫は愛護動物か？

回答；動物愛護法による愛護動物である。

質問；野良猫に餌をあげない事は虐待か？

回答；社会通念としての一般人の健全な常識により判断すべき。なお、野良猫が集まる事による近隣の迷惑や繁殖を防ぐために餌やりをやめる事は社会通念上正当な理由のある行為として、一般的には、妄りな放置による虐待には当たらないと考える。

これを読むと環境省は、野良猫は「愛護動物」です。「虐待かどうかは一般人の健全な常識により判断すべき」といっているながら「餌をやらない事は虐待ではない」と言っています。これでは何を言っているか分かりません。

私たちは今まで野良猫が衰弱している姿を見えています。餌をやらない事が虐待になる事実を数多く見えています。この事から、猫の手足を持って振り回すのが虐待なら、餌をやらないで衰弱させる事はもっと大きな虐待だと考えています。環境省は事実を確認しないで、意味不明な公文書をだしたのです。

意味不明の公文書とは？環境省の『野良猫の迷惑を防ぐために餌やりをやめる事は社会通念上正当な理由のある行為として妄りな放置による虐待ではない。』です。これを何度読んでも分かりません。そもそも、妄りにの言葉は辞書にあります、妄りなはありません。

このような難解な言い回しの公文書は考えられない事です。わざと分かり難くしているのか？そう考えてしまいます。

妄りに放置するとは分けもなく放置する事で、猫を捨てる事に当たります。当然これは虐待です。そして餌をやらない事、これはどんな理由をつけても虐待に当たります。

この二重の虐待、環境省はこれを虐待ではないと言っています。重大な誤りです。

資料は <http://tiikineko.exblog.jp/i0/>